

滋賀県における有識者との懇談会の開催について

令和 6 年 9 月 3 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするためなどの公正取引委員会の取組について意見交換を行うことなどを目的に、次のとおり草津商工会議所の役員等の方々と懇談会を開催することとしました。

1 日 時

令和 6 年 9 月 10 日（火） 14 時 30 分～ 15 時 30 分

2 場 所

キラリエ草津 1 階 多目的室
（滋賀県草津市大路 2 丁目 1—35）

3 次 第

（1）公正取引委員会の説明

（中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするためなどの公正取引委員会の取組）

（2）意見交換

4 出席者

草津商工会議所 役員等
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所長

※ 懇談会当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ当事務所に御一報ください。

なお、取材につきましては、懇談の前後のみとさせていただき、懇談を行っている間については、取材を控えていただきますので、御理解をお願いいたします。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html